

特別な休暇制度について紹介するホームページがあります

働き方休み方 <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

厚生労働省が運営する働き方・休み方改善ポータルサイトでは、病気休暇制度など特別な休暇制度に関する情報を掲載しています。

特別な休暇制度を設けている企業の取組事例を見ることができます。

The screenshot shows the homepage of the Work and Holiday Improvement Portal. At the top, there's a search bar with the placeholder "働き方休み方" and a "検索" button. Below the search bar is the URL "https://work-holiday.mhlw.go.jp/". The main visual features three icons: "見える化" (Visualize), "経営トップの判断" (Judgment by Management Top), and "改善" (Improvement), connected by a plus sign and an equals sign. Below this is a button for "ユーザー登録をされている方はこちら" (For users who have registered). A large section below contains various icons for different services, such as self-diagnosis, search for implementation cases, and information on working hours and annual leave. A red button at the bottom right says "ここをクリック" (Click here) with a hand cursor icon pointing to it.

支えられる安心 支える安心

安心が継続勤務につながる



いま、病気療養のための休暇が必要とされています

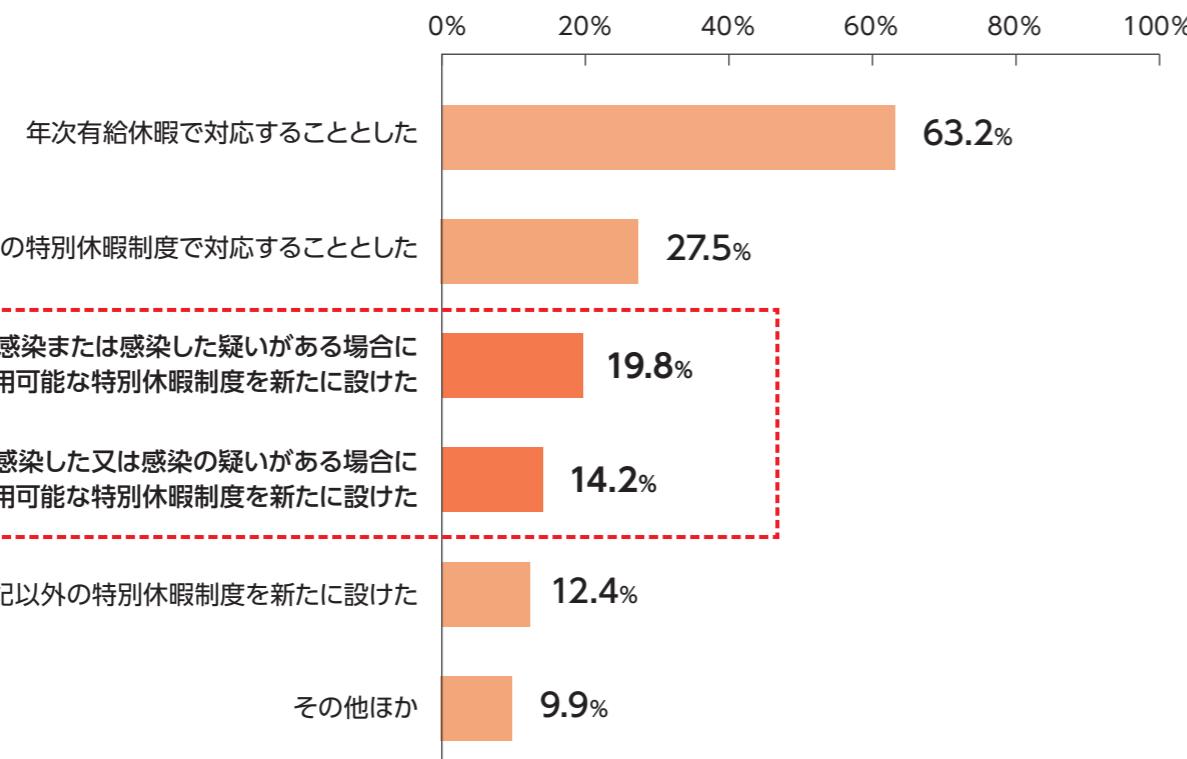
働く方々の個々の事情に応じ、多様で柔軟な働き方・休み方を自ら選択できるようにすることは、生産性向上や多様な人材の確保につながります。そのためには、年次有給休暇の取得促進はもとより、今回取り上げます特別休暇の導入によって、働く人々が安心して休暇を取得できることが大切です。

また、新型コロナウイルス感染症など病気の影響により、療養が必要になった場合に取得できる休暇を、年次有給休暇とは別に設けておくことは、万が一に備えたセーフティネットとなり、労働者の安心につながります。



Q 新型コロナウイルス感染症に関する休暇の対応状況

複数回答 (n=2,691)



※ 出典：「仕事と生活の調和」の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査（調査時点令和3年4月1日）

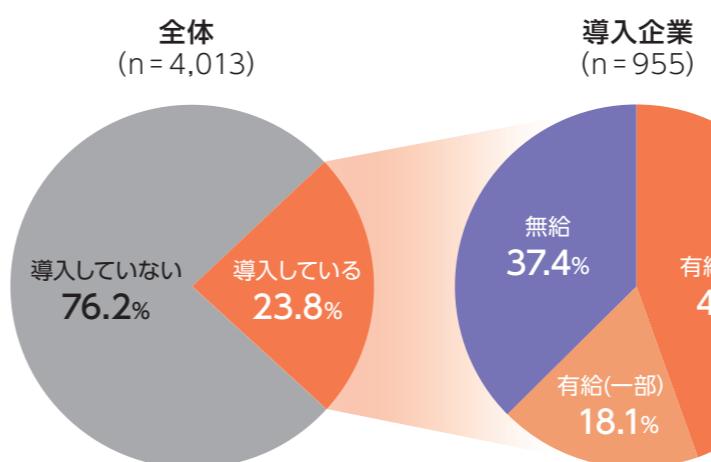
病気休暇制度を導入しましょう

病気等の際に利用できる特別休暇を設けることで、体調不良等で休みが必要な場合に、年次有給休暇の残日数を気にせず、安心して休暇を取得することができます。年次有給休暇を使い切った場合に特別休暇を取得できるようにしている企業もあります。

病気休暇の導入状況等

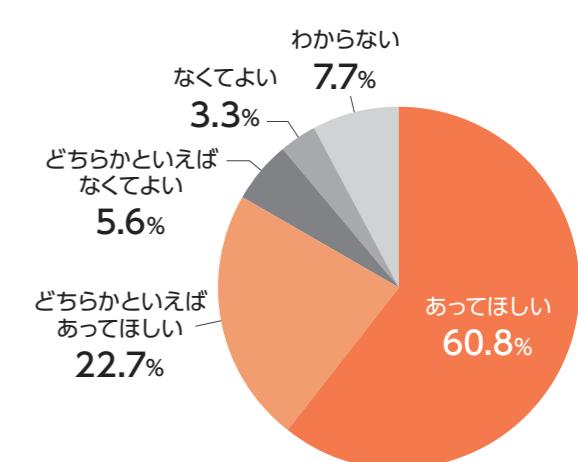
Q 病気休暇制度の導入企業割合と賃金の支給状況^{*1}

単数回答/企業調査結果



Q 勤め先に病気休暇制度があつてほしいと思いますか?^{*2}

単数回答／労働者調査結果(n=5,000)



^{*1}:厚生労働省「令和3年就労条件総合調査」

^{*2}:厚生労働省「『仕事と生活の調和』の実現及び特別な休暇制度の普及促進に関する意識調査」（調査時点令和3年4月1日）

病気休暇制度の導入例

導入例 1

A社

当社では、年次有給休暇とは別に、従業員や家族に病気等が生じた場合、5日間を有給で取得できる制度を設けています。感染症など突発的な理由で休まなければならないことは誰にでもあります。いざというときの病気休暇があるので、従業員は、普段から安心して年次有給休暇を取得することができます。

導入例 2

B社

当社では、短時間の検診や外来通院などに対応するため、1時間単位で取得できる病気休暇制度を設けています。取得日数は無制限で、通算10日目までは有給扱いです。長期間の休職制度だけではなく、復職後に短期間取得できる休暇制度を設けることで、従業員が安心して、治療と仕事を両立することができます。

病気休暇制度の就業規則

記載例

(病気休暇)

第〇条 労働者が私的な負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に、病気休暇を__日与える。

2 病気休暇の期間は、通常の賃金を支払うこと／無給とする。